

# 諏訪市スポーツ協会表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、諏訪市スポーツ協会（以下「市協会という。」）の傘下に属する各協会（以下「各協会という。」）の会員及び本市協会に特に密接な関係を有する個人及び団体の表彰に関し規定することを目的とする。

(表彰の種類及び方法)

第2条 表彰は、功労章及び有功章とし表彰状、賞状、又は感謝状を授与するものとする。

(表彰の基準)

第3条 市協会は、次の各号の1に該当する個人及び団体について選考のうえ、功労章を授与する。

- (1) 市民体育の振興、発展に特に功績があったもの。
  - (2) 市協会又は各協会の発展に特に功績があったもの。
  - (3) 市協会又は各協会が主催、共催及び後援する競技会の運営に特に顕著な功績があったもの。
  - (4) 競技者の育成、指導に功績があったもの。
  - (5) 競技施設、用具等の研究、考案及び指導に特に功績があったもの。
  - (6) 永年引続き市協会の役員として運営に参画し、特に功績があったもの。
  - (7) 永年引続き各協会の役員として運営に参画し、特に功績があったもの。
  - (8) その他特に市民体育の発展に功績があったと認められるもの。
- 2 市協会は、次の各号の1に該当する競技者及びチームに有功章を授与する。
- (1) 国民体育大会において種目又は団体入賞したもの。
  - (2) 全国を区域とする競技会において、種目又は団体入賞したもの。
  - (3) 県及び数県を区域とする競技会において、種目又は団体優勝したものの中から、特に成績優秀と認められるもの。
  - (4) その他各種競技会中、特に成績優秀と認められるもの。

(表彰審査委員会)

第4条 市協会に表彰者の選考審査を行うため、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会の委員は、市協会会長、副会長、理事長及び総務委員並びに市スポーツ課長をもって組織する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市協会会長が招集し、市協会会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員会の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表彰の申請)

第6条 表彰を受けようとする個人及び団体は、毎年7月15日までに表彰申請書（様式1・様式2）により、市協会会長へ申請するものとする。（有功章の表彰対象は、6月30日までとする。）

ただし、所属協会がない場合は、直接申請できるものとする。

2 前項の表彰申請書の提出は、所属協会会長が行うものとする。

(追 彰)

第7条 市協会は、故人であっても表彰することができる。

2 前項の場合、表彰に関する物品はその遺族に贈呈する。

第8条 第3条第1項及び第2項各号の規定により、表彰された個人及び団体につき再びその事由が発生した場合は、更に表彰することができる。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、毎年10月に行われるスポーツ祭の開会式に合わせて行う。ただし、必要ある場合は別に行うことができる。

(他団体への表彰申請)

第10条 市協会の会員及びチームのうち、特に顕著な功績があつて市協会が他団体に表彰を申請するときは、第7条の規定によらなければならない。

(補 足)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 34 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 諏訪市スポーツ協会表彰規則 内規

### ◎ 功労章

この表彰は、諏訪市スポーツ協会表彰規則第 1 条に基づき第 3 条第 1 項の表彰の基準による内規とする。

(役 員)

協会等役職（原則として協会三役等）にして通算 10 年以上勤め、年齢 55 歳以上の者で地域スポーツの振興及び育成に特に尽力され、その表彰に値するもの。

備 考

原則として、功労章は 1 回とする。

年齢は満年齢とし、4 月 1 日現在とする。

役職は協会判断とする。

役職員には、事務局長は含まないが理事としては含む。

### ◎ 有功章

国民体育大会において、個人又は団体入賞は 8 位までとする。

全国を区域とする競技会において、個人又は団体入賞は第 8 位までとする。

その他各種競技会中、記録が県の又は全国的に匹敵するものであること。

国際大会等に出場したもの。

### ◎ 団体とは

諏訪市を代表するもので、その表彰は団体とする。

種目は諏訪市に学校、事務所があつて通学、通勤しているもの。

市の国民体育大会出場者の対象は、郡市の申し合わせにより在住のみとしている。

他地区団体と合同チーム入賞者も対象とする。

表彰状には、団体名・チーム名を記載する。ただし、ダブルス・トリプル等は、個人競技とする。

### ◎ 監督及びコーチは、有功章の対象としない。